

多文化ソーシャルワーク講座

第8回
DV被害を受けた母の在留資格の変更と
子の国籍取得への支援

2024年11月5日

社会福祉法人日本国際社会事業団 (ISSJ)

石川美絵子

1. 日本国際社会事業団（ISSJ）について
2. 在留資格と国籍
3. 結婚・離婚と在留資格
4. 子どもに関わる手続き
5. 子どもの国籍

1. 日本国際社会事業団（ISSJ）について

日本国際社会事業団（ISSJ）について – 団体概要

日本国際社会事業団（以下ISSJ）は
 人々が国境を越えることで生じるさまざまな問題の相談に応じる民間団体です。

団体名	社会福祉法人 日本国際社会事業団 International Social Service Japan (ISSJ)
所在地	〒113-0034 東京都文京区湯島1-10-2 御茶ノ水K&Kビル3F
前身	1952年設立 日米孤児救済合同委員会
法人格	1959年9月30日 社会福祉法人として認可
事業内容	<ul style="list-style-type: none"> ・ 難民・移民の支援 ・ Children across borders（無国籍者の支援など弁護士との連携、面会交流など） ・ 養子縁組支援（東京都事業許可証3福保子育第2295号）
理事長	永坂 哲
役員	理事6名、監事2名

ISSJは、ジュネーブに本部をおき、27ヶ国に支部・120カ国以上に
 パートナー団体をもつ福祉ネットワーク **International Social Service (ISS)** の日本支部として活動しています。



Cross Border Social Work

ISSJは、3つの事業「**難民・移民の支援**」、「**Children Across Borders**」、「**養子縁組**」を通じて、他機関や専門家と連携しながら、言葉や文化の壁を越えて、人々が福祉を享受できるよう支援をします



難民の背景のある人たちや、移住者の家族や子どもたちが、地域の一員として安心して暮らせるように相談支援を実施しています。移住者コミュニティへの支援も行っています。

無国籍の子どもなど、外国につながる子どもや家族が抱える様々な問題や手続きについて、弁護士や専門家と連携し、支援をしています。

特別養子縁組の支援をします。家庭を必要とする子どもの支援をはじめ、養子・養親・生み親から、縁組成立後の多様な相談に応じる相談窓口も運営しています。

相談支援員

ソーシャルワーカーが相談を受け、支援やカウンセリングを提供
必要に応じて他機関との連携を図り、継続的に支援

相談員：10名（社会福祉士、精神保健福祉士、保育士、外国籍相談員を含む）
事務局：4名
対応言語 日本語・英語・タイ語・タガログ語

（2024年11月1日現在）



面談室での相談の様子



弁護士との研修会の様子
外部機関や専門家と連携しながら、
ソーシャルワークを行っています



電話相談の様子
電話・メール・SNS（LINE）などを
使用して相談に応じています

Children Across Borders (CAB)

Children Across Borders

(略称：CAB 読み：キャブ) は、日本国内のリソースだけでは解決しない様々な問題について、子どもの最善の利益を図るために多角的な支援を提供

外国籍の問題に精通したソーシャルワーカーや弁護士などの専門家が連携し、在日外国公館や外国の関係機関とも協力して、個別のニーズに対応

国籍がないかもしれない。母の所在もわからない。
誰に相談すればいい？



PASS



児童養護施設に入所中の児童について
本国にいる親族が養育できるか確認したい。

外国から日本に移り住んだ児童について
適応調査をする必要があるらしい。誰に依頼したらいい？





国籍の確認・取得

無国籍状態にある子どもの国籍取得手続きを支援します。

ソーシャルワーカーや弁護士によるアドバイスの提供や、手続きに関する専門的な支援を行います。



外国につながる子どものアセスメント（調査）

社会的養護下で暮らす外国籍の子どもは、日本で暮らし続ける以外の選択肢をもつことがあります。

外国の親族などをアセスメントし、子どもの養育環境となり得るか調査をすることができます。



養子縁組の家庭調査

外国で暮らしている子どもを日本で養子として受け入れる場合に必要な、家庭調査の実施、必要書類の作成、翻訳、提出まで、養子縁組成立のための支援を行います。



支援者向け研修

法律・多文化・多言語など分野横断的な視点から、さまざまなテーマでセミナーを実施しています。

児童養護・行政・医療・福祉機関など、支援を行っている現場からの要望をもとに、事例紹介や、国内外で実務を行う講師を交えて、企画します。

ISSJに寄せられる個別相談の例



生活課題については難民移民の区別はなく、日本人の課題とほぼ同じ

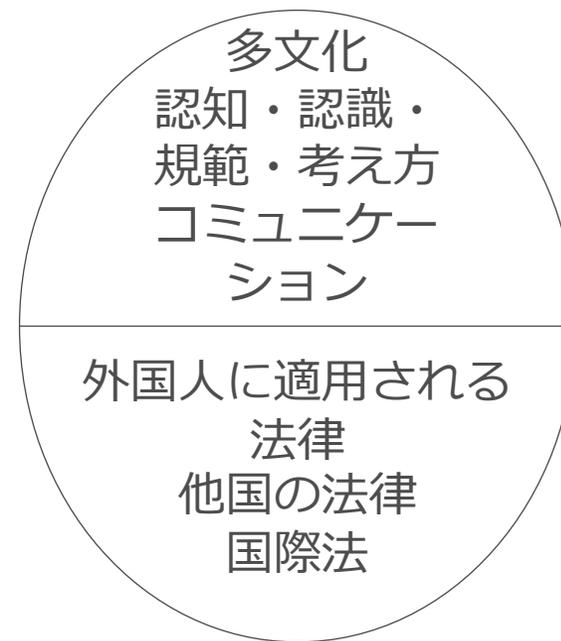
移住者への相談支援

生活課題への対応



×

多文化・国際（涉外）への
対応



2. 在留資格と国籍

在留資格とは？

外国人が日本で行うことができる活動等を類型化したもので、法務省（出入国在留管理庁）が外国人に対する上陸審査・許可の際に付与する資格

（外務省ホームページ 制度の概要 <https://www.mofa.go.jp/mofaj/ca/fna/ssw/jp/overview/>）



国籍とは？

人が特定の国の構成員であるための資格

どの範囲の者をその国の国民として認めるかは、それぞれの国が自ら決定する

(法務省ホームページ 国籍Q&A <https://www.moj.go.jp/MINJI/minji78.html#a01>)

「国籍とは、権利をもつための権利」

国籍がないということは、基本的人権が保障されていない状態



在留資格と国籍

- 在留資格と国籍は分けて考える
- 外国籍住民が利用可能な行政サービス（制度）は、在留資格によって異なる

※自治体によっても異なる

- 国籍がない場合には本国から書類を取り寄せられないため、結婚など身分事項を変更する手続きをできない

在留資格

活動に基づく（別表1）	身分に基づく（別表2）
<ul style="list-style-type: none">・ 経営・管理・ 技術人文国際・ 介護・ 留学・ 特定技能・ 家族滞在・ 特定活動、など25種類	<ul style="list-style-type: none">・ 永住者・ 日本人の配偶者等・ 永住者の配偶者等・ 定住者

1つの在留資格の中にも種類がある（告示・告示外など）

3. 結婚・離婚と在留資格

結婚・離婚の手続の考え方

- ① 1つの変更に対する複数の手続
 - 当事者のそれぞれの本国（国籍国）での手続が必要
- ② 適用される法律
 - 外国人を当事者とする身分関係の変更には、日本の法律を適用する場合と外国の法律を適用する場合がある
 - どの手続にどの国の法律を適用するかは、通則法*により決定
- ③ 身分関係の変更と在留資格
 - 身分関係が変更されると、在留資格の変更が必要になる場合がある

* 法の適用に関する通則法

身分関係の変更に伴う複数の手続き

結婚・離婚の手続き (身分関係の変更)

- 居住国での手続き（届出など）
- 本国（領事館など）での手続き

在留資格の変更手続き*

- 在留資格変更許可申請など

*：変更しなくて良い場合もある

結婚と在留資格

- 結婚によって変更可能となる在留資格がある
- 在留資格の変更を申請しても、変更が許可されない場合がある

結婚によって変更可能な在留資格

結婚相手	変更可能な在留資格
日本人	日本人の配偶者等
永住者	永住者の配偶者等
定住者	定住者
留学・就労関係	家族滞在

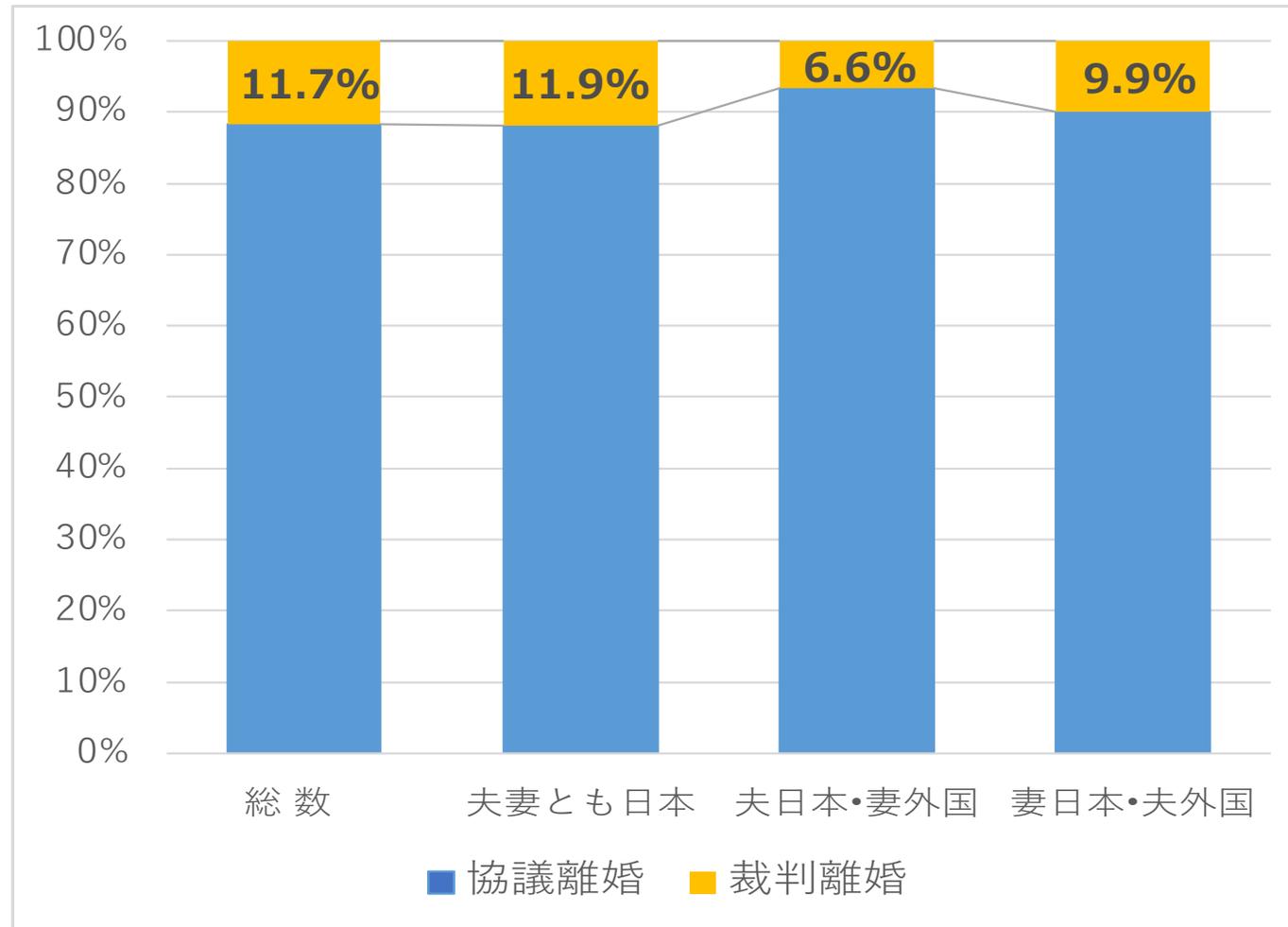
離婚と在留資格

- 配偶者と離婚・死別した「家族滞在」、「日本人の配偶者等」、「永住者の配偶者等」の在留資格を有する人は、事由が生じた日から14日以内に届出を行わなければならない
- 家族・配偶者としての活動を6か月以上行っていない場合、在留資格取消しの対象となることがある
- 実質的な婚姻期間が長期に及び一定の収入がある、または日本人の子どもの養育者となる場合、「定住者」への在留資格の変更申請が可能
- 有効期限内に在留資格の変更ができないときには在留資格を失う

離婚の手続

- 日本の離婚の手続には、役所に離婚届を提出する協議離婚と、裁判所の手続による裁判離婚がある
- 外国では協議離婚が認められず、裁判所の関与を必要とする国がある
- 日本の裁判所で離婚をしても、改めて本国での裁判手続が必要な国や、離婚そのものを認めていない国もある

協議離婚と裁判離婚



夫妻の国籍別に見た離婚の種類別構成割合 -令和2年-

協議離婚

- 夫婦のどちらかの住民登録があれば、必要書類を住所地の役所に提出することで協議離婚を行うことができる
- 離婚は、届出が受理されたときに成立する
- 離婚届に署名をしたけれども届出の意思はなかった、日本語が分からず何の書類か分からないまま署名した、という相談もある
- 無断提出を防ぐために、役所への「離婚届不受理申出」ができる

裁判による離婚

- 話し合いによって決められない場合は、裁判を通じて解決する

離婚の準拠法

当事者のどちらか一方が日本人	日本法
当事者の国籍が同じ	当該本国法
当事者の国籍が異なり、同じ国に居住	居住している国の法律
当事者の国籍が異なり、同じ国に住んでいない（常居所地がない）	2人に最も密接な関係がある国（または地域）の法律

DVからの保護

- 保護の対象に性別、国籍、在留資格上の限定はなく、事実婚のパートナーも含まれる
- 安全確保のために住居が必要になるとき、一時保護施設から母子生活支援施設に入所することがある
- 弁護士に相談したいときは、法テラス等の法律相談を利用することができる。資産・収入が一定基準以下のときは、法テラスの援助を利用することができる。在留資格がない場合も、日弁連の委託援助制度を利用することが可能

※ 母子生活支援施設への入所には生活保護の受給要件が問われる
(=在留資格のない人、家族滞在者等への支援が困難)

離婚後の再婚・出産

- 法律により一定期間を再婚禁止期間と定めている国があり、その間女性は結婚（再婚）できない
- 日本の法律では、婚姻の解消等の日から300日以内に生まれた子は前夫の子と推定される（嫡出推定）。ただし、母が前夫以外の男性と再婚した後に生まれた子は、300日以内であっても再婚後の夫の子と推定する。
※民法の一部を改正する法律 2024年4月施行
- 父子関係を明らかにしたいときは、家庭裁判所で申立てを行い、前夫の嫡出推定を排除することができる

嫡出否認	嫡出推定される子どもと父親の法律上の父子関係を否認するための裁判手続
親子関係不存在確認	生物学上の親子関係が存在しないことを立証し、法律上の親子関係の存在を否定するための手続

離婚と文化

- 外国人女性がDV等からの保護を求めても、離婚して1人で生きていくことまでは明確に考えられないことがある
- 日本の保護制度は安全を確保した上で自立を支援することが前提なので、当事者の意識やメンタルモデルと乖離がある場合も
- 本人の理解と自己決定を促すことが重要

4. 子どもに関わる手続き

出生届・在留資格の申請・出生登録

子どもが生まれたら：

- ① 市・区役所に出生届を提出する（出生から14日以内）
出生による経過滞在者（出生から60日以内）として住民票が作られる
※この間に在留資格を得られなければ、住民票は消除される
- ② 「出生届記載事項証明書」と「住民票の写し（または住民票記載事項証明書）」を用意
- ③ ②と「在留資格取得許可申請書」を持って、出入国在留管理庁で在留資格を申請する（出生から30日以内）
- ④ 父または母の出身国の駐日大使館・領事館で出生登録する

出生登録 @ 駐日大使館・領事館

必要書類の一例（各国大使館・領事館のウェブサイト参照）

- ① 子の出生届記載事項証明
- ② 父・母のパスポート
- ③ 父・母の身分証（出生証明書、国民証など）
- ④ 父・母の婚姻証明書 など

※ 子どもの出生届が受理されるか否かは、出身国の国籍要件による
無国籍者の場合は②、③、④の書類を揃えられず、登録できない

子どもの認知

- 婚姻関係にない男女の間に生まれた子ども（非嫡出子）を自分の子どもであると認め、法律上の親子になること
- 届出（任意認知）と、裁判による手続（強制認知）がある
- 法的親子関係が認められると、出生の時に遡って効力が発生する
- 認知によって親子関係が明らかになった場合にも、国籍が自動的に付与されるわけではない。

任意認知	胎児認知、認知届による認知、遺言認知 届出により行う
強制認知	父親が認知しない場合に、裁判で強制的に認知の効果を発生させる

認知と国籍（日本人による認知の場合）

胎児認知：出生時より日本国籍

出生後の認知および強制認知：18歳までに国籍取得届出を行うことで、届出時から日本国籍

離婚と親権

- 子どもの親権は、離婚届に記載する（面会交流についても記載）
- 外国では共同親権を認める国の方が多く、離婚後も父母双方に養育の責任があるとされる
- 父親にしか親権を認めない国もある

単独親権：父または母の一方が親権を有する

共同親権：父母の両方が親権を有する

※ 離婚後の共同親権を認める改正民法が2024年に成立。
2026年までに施行される見込み。

5. 子どもの国籍

無国籍に関するISSJへの相談

- 相談件数

年	2019	2020	2021	2022	2023
件数	15	20	35	24	21

※ 当事者・家族・知人の他、行政機関・児童福祉関係者などからの相談

- 主な国籍

2021	フィリピン、タイ、中国、ブラジル、ボリビア
2022	フィリピン、タイ、ベトナム
2023	フィリピン、韓国、中国、タイ、ネパール、ミャンマー

- 国籍・パスポート取得数： 2022年度 21件、 2023年度 15件

ISSJが関わる無国籍者のパターン

- ① 本国に出生登録ができていない人 1（親が手続きしていない）
- ② 本国に出生登録ができていない人 2（難民・難民申請者など大使館に行かない人）
- ③ 法の運用によって無国籍となる人
- ④ 法の運用によって無国籍状態となる人（国民IDや住民登録が必要）
- ⑤ 本国で国民と認められていない人　ーロヒンギヤなど

各パターンの中でバリエーションがあり、組み合わせもある

無国籍であることの不利益

- 本国の書類を取れないため、法的な身分関係の変更ができない（結婚など）
- パスポートがないことで、できない手続きがある（口座開設、携帯電話の契約など） **パスポート=最も強力なID**
- 就職などで不利になる可能性がある
- 複数世代にわたり連鎖する（解消は最初の世代から）

無国籍は見過ごされやすい

<理由>

- 在留カードにみなしの国籍（親の国籍）が記載される
- 在留資格があれば、日常生活に支障がない
- 無国籍であることを確認する手段が限られる
- 無国籍であることの証明が困難

父母の関係性が子どもの国籍に影響する場合

- 婚姻外の出生

婚姻外で生まれた子どもに国籍を付与しない国がある

(例)

ネパール：国外で生まれた婚姻外の子どものには国籍を付与しない（運用）

ミャンマー：厳格な父母両血統主義

- 嫡出推定を恐れて出生届を出さない

離婚後の嫡出推定が生じる期間内に生まれた子ども

- 嫡出否認、親子関係不存在確認

日本人の子でないことが法的に確認されると、出生に遡って国籍を失う

日本国籍の喪失に伴って在留資格も失われる

法的枠組み（国籍法）

（出生による国籍の取得）

第二条 子は、次の場合には、日本国民とする。

- 一 出生の時に父又は母が日本国民であるとき。
- 二 出生前に死亡した父が死亡の時に日本国民であつたとき。
- 三 日本で生まれた場合において、父母がともに知れないとき、又は国籍を有しないとき。

（帰化）

第八条 次の各号の一に該当する外国人については、法務大臣は、その者が第五条第一項第一号、第二号及び第四号の条件を備えないときでも、帰化を許可することができる。

- 一 日本国民の子（養子を除く。）で日本に住所を有するもの
- 二 日本国民の養子で引き続き一年以上日本に住所を有し、かつ、縁組の時本国法により未成年であつたもの
- 三 日本の国籍を失つた者（日本に帰化した後日本の国籍を失つた者を除く。）で日本に住所を有するもの
- 四 日本で生まれ、かつ、出生の時から国籍を有しない者でその時から引き続き三年以上日本に住所を有するもの

※ 住所を有する = 住民登録があること

無国籍の解消

① 本国での出生登録

② 帰化

離脱する国籍が必要。原則として、本国で未登録（無国籍状態）のままでは帰化できない

③ 養子縁組 + 簡易帰化、または外国籍養親の国籍取得

【簡易帰化条件】

- ・ 日本で生まれた無国籍の子で3年以上居住
- ・ 日本人の養子で縁組時未成年 + 1年以上居住
※未成年でも申請可能・生計要件不要

④ 就籍

日本で生まれた父母ともに知れない子 ※遺棄児等



ISSJの支援

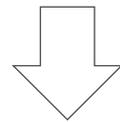
SWと弁護士の
連携

フィリピンの場合

- 無国籍が疑われたら
 - 状況確認
 - 本国への問い合わせ
 - 出生登録がないことの証明 (Negative Birth Certificate)取得
 - 大使館への相談、必要書類の提出
 - 出生届記載事項証明、出生届が遅れたこと理由書など
 - 登録
 - パスポート発行手続き

タイの場合

- 本国での出生登録のほか、国民身分証明書（ID）が必要になる
- 国民身分証明書の登録は、本国でしかできない
- 出生登録だけではパスポートは発行されず、国民としての権利を行使できない（無国籍状態）



- 父母がタイで手続きをする
- 帰化・簡易帰化を考える
子どもの年齢、状況による



出典 : <https://www.buriramcity.go.th/index.php/newsmainmenu/informationmainmenu/455-256104171137>

支援の難しさ

- ・ 関係者の認識不足 = 無国籍であることの不利益（人権侵害状態）を理解していない = 個人に依存
- ・ 大使館の対応に差がある
- ・ 日本国内で完結しない
- ・ 当事者のモチベーション維持が困難（元々の課題 + 手続きが複雑で時間がかかる）

今後に向けて

- ・ 本人の責任にしてしまうと支援が進まない。福祉的支援と法律的な支援の両方が必要
- ・ 手続きに非常に時間がかかるので、措置児であるうちに国籍取得に着手
- ・ 無国籍児の養子縁組・里親委託では、国籍取得に向けた方針を明らかにし、関係者間での役割分担を明確にする（養親・里親に過大な負担をかけない）
- ・ 関係機関が正しい認識を持つこと

Thank you

〒113-0034 東京都文京区湯島1-10-2

御茶の水K&Kビル3F

電話：03-5840-5711 FAX：03-3868-0415

email：issj@issj.org

URL：http://www.issj.org/